

カクテル・アルパイン・グルッペ 会則

平成 30 年 5 月 19 日改定

- 第1条 本会は、カクテル・アルパイン・グルッペ（CTAG）といい、設立年月日は 1959 年 2 月 1 日です。この団体の所在地は鳴原正人方におきます。
- 第2条 本会は、登山に興味を持ち本会の趣旨に賛同した方を会員として組織します。
- 第3条 本会は、登山に関する知識と技術の向上をはかり、会員相互の親睦をはかることを目的とします。
- 第4条 本会は、第 3 条の目的達成のため次の行事を行います。
1. 登山、ハイキング、スキー等の例会
 2. 機関紙『カクテル会報』の発行
 3. 研究会、研修会及び講習会等の開催
 4. 講演会、展覧会、映画会及び集会等の開催
 5. その他親睦に適した事業
- 第5条 本会は、正会員（A会員及びB会員）、家族会員及び特別会員で組織します。正会員になろうと希望する方は入会金 1,000 円のほか A 会員の会費をそえて申し込むことにより A 会員となります。転居等により本会行事への参加が困難な A 会員で本会の会員を継続して希望する場合は理事会の承認を得て、B 会員となることができます。又、本会に功績のあった方は総会の決議を経て特別会員とします。
- 第6条 全ての会員は、次の場合にその資格を失うこととなります。
1. 本人から退会の申し出があったとき。
 2. 本人が死亡したとき。
 3. B 会員を除き理由なく 1 ヶ年間例会及び集会等、本会の催しに参加しなかったとき。
 4. 会費の滞納が 1 ヶ年以上に及んだとき。
 5. 本会の会員として、その名誉を傷つけたとき。
- 第7条 会員の資格を失った場合、入会金及び会費の返却はいたしません。
- 第8条 本会には次の役員をおきます。
- 会長 1 名、副会長 1 名、理事若干名。役員の任期は 1 ヶ年としますが、再任することができます。
- 第9条 会長は会務を統括して本会を代表します。副会長は会長を補佐します。理事は本会の運営にあたり業務を担当します。
- 第10条 会長及び理事は総会において選出します。副会長は会長が指名します。
- 第11条 本会の会議は総会、集会及び理事会とします。総会の議長は、総会に参加した会員から選出されたものとします。集会及び理事会の議長は会長とします。ただし会長欠席の場合は理事が代理で議長を行うことができます。
- 第12条 総会は、年 1 回開催します。尚必要あるときには臨時に総会を開催することができます。理事会は、毎月 1 回開催し本会の事業計画の立案及び運営について協議します。

第13条 総会において議決する事項は次の通りです。

1. 役員の選出
2. 会則の変更
3. 収支決算報告
4. その他重要事項

第14条 本会の会員の会費は1ヶ年、金4,000円とします。但し、メール会員は金3,600円とします。

第15条 家族会員は2名で1ヶ年、金5,000円とします。

第16条 特別会員の会費は免除とします。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第18条 本会の事業に関する責任は会員各自が負うものとします。

第19条 この会の貯金口座の管理を会計担当者が行う。

付則

第1条 本会則は平成15年4月1日から施行します。

第2条 本会に遭難対策委員会をおくことができます。委員長は会長または会長が指名したものとします。

第3条 本会の行事に会員の車を利用するとき、「所有者・運転者・同乗者」は、「本会・所有者・運転者」にその責任を問わないものとします。

以上

改訂履歴

改定日	内容
平成 30 年 5 月 19 日	第 14 条について、B 会員の会費 1 ヶ年、金 2,000 円を廃止した。
平成 29 年 5 月 20 日	第 14 条について、A 会員の会費を変更し、新たにメール会員の会費を追加した。
平成 27 年 5 月 23 日	2015 年度総会で、前回の改定内容が承認される。 ただし、会則最後の「この会則の記載内容について・・・」は、会則と関係がないため削除した。
平成 26 年 10 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計担当者変更により、金融機関から会則の修正を求められたため、第 1 条に設立年月日と所在地を追加訂正した。(会報 2014 年 11 月号に記載) ・ 会則最後に「この会則の記載内容について、事実と相違ない事を証明します。」と会長の住所、氏名を追加
平成 22 年 5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 条「副会長 1 名」を追加 ・ 第 9 条「副会長は会長を補佐します」を追加 ・ 第 10 条「副会長は会長が指名します」を追加
平成 21 年 5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「カクテイル」から「カクテル」へ名称の変更 ・ 第 1 条 事務所を大阪府に変更 ・ 第 5 条 B 会員の追加 ・ 第 6 条 3. B 会員の追加 ・ 第 11 条 「会議は会長が・・・」を変更 ・ 第 12 条 「年 1 回 4 月 (予定)」から「年 1 回」へ変更 ・ 第 14 条 B 会員の追加 ・ 付則第 2 条 「委員長は会長または会長が指名したものとします。」追加 ・ 付則第 3 条 「本会の事業・・・」を「本会の行事・・・」に変更 ・ 付則第 3 条 「同乗者は、所有者及び運転者にその責任を問わないものとします。」を「所有者・運転者・同乗者」は、「本会・所有者・運転者」にその責任を問わないものとします。」に変更